

議案第4号

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となるため、基山町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要がある。

令和 6 年 3 月 14 日原案可 決